

別表七（一）付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第113条第5項（控除未済欠損金額の計算に係る特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額8」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 別表七(一)付表一「8」の欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を「別表七(一)付表一「8」」の金額から控除して計算します。
 - (2) 令第113条第5項第3号ロに規定する支配関係事業年度以後の事業年度に災害欠損事業年度がある場合には、当該災害欠損事業年度において生じ

た欠損金額のうち法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額（法第80条第13項の規定の適用がある場合には、同項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額とされたもの）を「別表七(一)付表一「8」」の金額（当該災害欠損事業年度に係る部分に限ります。）から控除して計算します。